

2024 年 1 月 9 日

ダイハツ工業株式会社
代表取締役社長 奥平 総一郎 殿

ダイハツ九州株式会
代表取締役社長 日野 克浩 殿

大分県労働組合総連合
議 長 川路 潔

ダイハツ工業の生産停止に関する緊急の申し入れ

12 月 20 日、ダイハツ工業の品質不正を調査していた第三者委員会は、新たに書類の虚偽記載など 174 件の不正があったことを発表しました。それをうけて御社は生産停止を発表し、ダイハツ九州（大分県中津市）の大分工場でも 12 月 25 日から「1 月中は継続する」といわれています。大分工場でも 4700 人の労働者がはたらいており、地域では関連下請け、孫請け会社、および関連する企業・業者が多数存在しており、そこで働く労働者も多数存在しています。直接雇用する労働者だけでなく、派遣、請負で働く労働者、さらには下請け企業及び関連する企業・業者ではたらく労働者の雇用と生活補償、そして下請け・関連の企業・業者への補償など、地域社会と地域経済には深刻な不安が広がっています。

今回の品質不正問題は御社の責任であり、大企業としての社会的責任が問われる問題です。御社は直接雇用労働者への「給与 9 割補償」、「2 次以下の下請けにも補償する」、「生産した部品の代金や、従業員の雇用をつなぎ留めるための人件費などを補償する」、「工場の稼働停止によって休業する従業員の給与補償なども会社ごとに協議する」と発表されています。

つきましては、労働者の暮らし、中小業者の営業を守り地域経済を守っていくために、緊急に以下のとおり申し入れます。

記

1. 相談窓口について

- (1) 御社が「生産停止」に関する補償について労働者及び下請け・関連の企業・業者から、直接受け付ける「相談窓口」を開設し、問題解決に責任をもって対応すること。相談した労働者、企業・業者が相談したことをもって不利益を被らないようにすること。
- (2) 労働者、企業・業者に対する「相談窓口」について、市民に周知すること。

2, 労働者への社会的責任について

- (1) 労働者への補償は直接雇用労働者だけでなく、派遣、請負、さらには下請け・関連の企業・業者の労働者まで対象とし、救済すること。補償対象の期間は生産がもとの状態になるまでとすること。
- (2) 補償内容は10割補償を行うこと。
- (3) 賃金以外にも労働者の雇用維持のためにあらゆる補償や支援の手立てをとること。

3, 下請け・関連の企業・業者と地域社会への社会的責任について

- (1) 下請け・関連の企業・業者の経営維持と労働者の雇用維持が図られるよう、誠実に補償をおこなうこと。
- (2) 2次下請け以下や関連の企業・業者への補償も責任をもっておこなうこと。直接の「相談窓口」を開設し、対応すること。
- (3) ダイハツ車両の材料供給、部品生産、運搬、組み立て、販売に関わる企業・業者以外にも、地域において大幅な売り上げ減少となる企業・業者が生まれることもあり得ます。そのような場合にも補償を行うなどの誠実な対応をとり、大企業の社会的責任を果たすこと。

以上。